



あわら市 告示第120号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市柵の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する

尚、この字区域の変更は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から効力が生ずるものとする。

令和4年11月7日

あわら市長 森 之嗣



次の区域を <sup>クサギ</sup>柵 9字 <sup>ヤマシタ</sup>山ノ下に 編入する。

大字	字	地番
柵	10字 <sup>エノハタ</sup> 江の端	7

次の区域を <sup>クサギ</sup>柵 19字 <sup>ウマミチ</sup>馬道に 編入する。

大字	字	地番
柵	21字 <sup>ヒリガハ</sup> 日和川	27-1、27-2、27-3、27-4 28-1、28-2